

## 予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

### 議案説明事項

1. 平成24年度三重県一般会計補正予算（第4号）について  
【議案第17号関係】・・・1
  
2. 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について  
【議案第43号関係】・・・5

平成24年11月26日

県 土 整 備 部

## 平成24年度三重県一般会計補正予算（第4号）について

（一般会計総括表）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額
土 木 費	73,617,769	1,085,343	74,703,112
災害復旧費	6,727,213	870,000	7,597,213
一般会計 合計	80,344,982	1,955,343	82,300,325

（一般会計事業別総括表）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額
公 共 事 業	21,576,038	421,592	21,997,630
直 轄 事 業	17,299,792	548,331	17,848,123
県 単 事 業	21,513,770	50,000	21,563,770
災害復旧事業	6,727,213	870,000	7,597,213
その他事業	13,228,169	65,420	13,293,589
一般会計 合計	80,344,982	1,955,343	82,300,325

**【公共事業】 421,592千円**

(内訳)

○ 道路事業	401,592千円
・ 道路整備・地域活力基盤創造事業費	254,660千円
・ 国補道路改築費	80,000千円
・ 公共土木施設維持管理・広域活性化事業費	66,932千円
○ 河川事業	20,000千円
・ 河川総合流域防災事業費	20,000千円

**【直轄事業】 548,331千円**

(内訳)

○ 直轄河川事業負担金	418,331千円
○ 直轄海岸事業負担金	130,000千円

**【県単事業】 50,000千円**

(内訳)

○ 河川事業	50,000千円
・ 県単河川局部改良費	50,000千円

**【災害復旧事業】 870,000千円**

(内訳)

○ 平成24年災害土木(建設)復旧費	470,000千円
○ 平成24年県単災害土木復旧費	400,000千円

**【その他事業】 65,420千円**

(内訳)

○ 管理事務費	65,420千円
(内容) 港湾改修工事に係る国庫補助返還金	

【繰越明許費】

(単位：千円)

区 分	補正前の額 (A)	今回追加・ 変更を行う額 (B)	補正後の額 (A) + (B)
一 般 会 計	674,000	418,000	1,092,000
土 木 費	81,000	218,000	299,000
土木管理費	—	46,000	46,000
道路橋りよう費	9,000	160,000	169,000
河川海岸費	72,000	12,000	84,000
災害復旧費	593,000	200,000	793,000
合 計	674,000	418,000	1,092,000



## 「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」について

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化を図るため、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）が成立・公布されました。

この法律の施行に鑑み、次の手数料についての規定を追加するものです。

### 1 制定項目

#### (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等

用途地域内において、低炭素建築物を新築等する建築主が認定を受けるための手数料です。

なお、認定により所得税の軽減（住宅のみ）等の優遇措置が受けられます。

#### (2) 集約都市開発事業計画に係る計画通知手数料

市町が作成する低炭素まちづくり計画の区域内において、特定建築物（病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物）等を整備する事業者が認定を受けるための手数料です。

なお、認定により事業の施行費用の一部が補助されるほか、上記（1）と同様の優遇措置が受けられます。

### 2 法律の施行

- ・平成24年8月29日成立、9月5日公布
- ・公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（平成24年12月4日まで）から施行

### 3 手数料設定の考え方

手数料の金額は、国が示した事務処理に係る標準所要時間に、三重県の人件費平均時間単価を乗じて算出しています。

### 4 条例施行日

「都市の低炭素化の促進に関する法律」の施行の日から施行するものとします。

## 認定申請手数料等の金額

### (1) 低炭素建築物新築等計画認定手数料及び計画変更認定申請手数料

【住宅】 建築物の戸数、床面積		1件あたりの手数料の金額(円)				
		知事が定める機関(※1)の事前 審査を経て、県へ申請する場合		県へ直接申請する場合		
		新規	変更	新規	変更	
一戸建ての住宅		5,000	3,000	36,800	18,900	
共同住宅等	住戸部分	1戸	5,000	3,000	36,800	18,900
		～5戸	10,100	6,000	74,500	38,200
		～10戸	17,300	10,400	104,800	54,100
		～25戸	28,900	17,300	147,500	76,600
		～50戸	48,400	29,000	211,900	110,800
		～100戸	86,800	52,000	303,800	160,500
		～200戸	137,400	82,400	411,500	219,500
		～300戸	173,600	104,100	539,600	287,100
	301戸～	185,100	111,100	633,600	335,300	
	共用部分	～300㎡	10,100	6,000	117,900	59,900
		～2,000㎡	28,900	17,300	194,500	100,100
		～5,000㎡	86,800	52,000	303,000	160,200
		～10,000㎡	137,400	82,400	389,100	208,300
		～25,000㎡	173,600	104,100	465,100	249,900
25,000㎡～		217,000	130,200	541,700	292,500	

※1 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関

【非住宅建築物】 建築物の床面積	1件あたりの手数料の金額(円)			
	知事が定める機関(※2)の事前 審査を経て、県へ申請する場合		県へ直接申請する場合	
	新規	変更	新規	変更
～300㎡	10,100	6,000	260,400	131,200
～2,000㎡	28,900	17,300	415,100	210,400
～5,000㎡	86,800	52,000	590,900	304,100
～10,000㎡	137,400	82,400	724,700	376,100
～25,000㎡	173,600	104,100	854,200	444,400
25,000㎡～	217,000	130,200	975,000	509,200

※2 登録建築物調査機関又は指定確認検査機関かつ登録住宅性能評価機関

### (2) 集約都市開発事業計画に係る計画通知手数料

建築確認申請と同額の手数料(構造計算適合性判定手数料を含む)の金額とします。

# 都市の低炭素化の促進に関する法律

## 背景

○東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

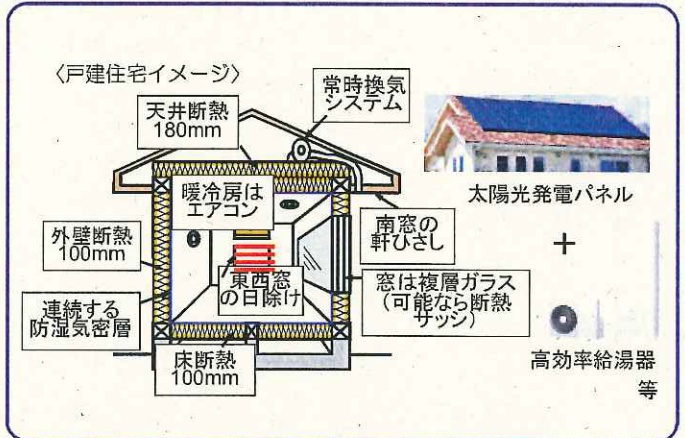
## 法案の概要

- 基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）
- 民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【認定のイメージ】



【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

## 低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

※ 協議・調整を行う低炭素まちづくり協議会（地方公共団体、民間事業者等）を設置可能

### 都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
  - ◇ 民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
  - ◇ 建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり  
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

### 公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
  - ◇ バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO<sub>2</sub>の排出抑制



### 建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備